

# 評価推進機構ニュース 第22号

## INDEX

◆第三者評価事業における普及啓発用マスコットキャラクターを作成しました！

東京都福祉サービス第三者評価マスコットキャラクター「ひょうカメ」を活用して都民に第三者評価を知ってもらいましょう！

評価推進機構では、東京都における第三者評価制度の普及促進に向けて様々な取組みを行っています。

この度、都民の皆さまに第三者評価制度をより身近に感じてもらい、愛着をもってもらえるようマスコットキャラクター「ひょうカメ」を作成しました。

ひょうカメは、第三者評価を受けることで東京都の福祉サービスが向上し、赤ちゃんからお年寄りまで、安心してサービスを選んだり利用できるように応援しています。

福祉サービスのスパイラルアップへ



♪♪♪ ひょうカメ ♪♪♪

❧ひょうカメの由来❧

第三者評価の「ひょうか」と「カメ」を掛けて、「ひょうカメ」と名付けました。

“一步一步着実に”サービス改善を行うことを表すモチーフとして亀をキャラクターに選定し、甲羅のスパイラルアップする矢印は、評価を受ける事で事業所のサービスの質を向上させていくことをイメージできるようにデザインしています。

## 【マスコットキャラクター「ひょうカメ」の取扱いについて】

機構ではマスコットキャラクター（以下「ひょうカメ」という。）を関係機関の皆さまにおかれましても使用していただけるように「取扱要領」を定めています。

取扱要領の概要については以下のとおりです。

### <使用範囲>

- 国、地方公共団体等が使用する場合
- 推進機構認証評価機関が、第三者評価の実施において活用する調査票、連絡用封筒、フィードバックレポートに使用する場合

### <使用料>

- ひょうカメの著作権利用料は無償です。

### <使用の申込み>

- 使用申込書に必要事項を記入の上、推進機構に提出し、その許諾を得てください。

- 機構は使用申込書の内容を確認し、使用許諾通知書により、使用を許諾します。

### <使用期間>

- 原則として使用を許諾する起算日から1年間以内とし、申込年度の末日を使用期間の終了日とします。
- 使用期間満了日の翌日を越えて、引き続きマスコットキャラクター等の使用を希望する場合、改めて申込みを行い、使用許諾を得てください。

### <画像データの使用制限>

- 画像データを加工することはできません。また、第三者に使用させることもできません。

※要領は [http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/document/hyokame\\_yoryo.pdf](http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/document/hyokame_yoryo.pdf) からダウンロードできます。

## 【ひょうカメのデザイン一覧（一部抜粋）】



(右向き笑顔)



(正面真面目)



(左向き驚き)



発行月：平成27年5月

発行元：東京都福祉サービス評価推進機構

連絡先：03-3344-8515

メール：[hyoka@fukushizaidan.jp](mailto:hyoka@fukushizaidan.jp)